

関税定率法基本通達の一部改正について

種苗法の一部を改正する法律(平成17年法律第59号)(育成者権の効力の加工品への拡大等)の施行等に伴い、関税定率法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第101号)の一部を下記のとおり改正し、平成17年12月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

1. 21-8の(1)の口の(ハ)中「育成者権に係る」を削る。
2. 21-8の(1)の二の(イ)の中「真偽」を「侵害物品」に改め、「場合には」の次に「、侵害の事実を疎明する資料として提出されている侵害物品に係る外装、商品名、記号などが記載された資料により確認を行うとともに」を加える。
3. 21の2-1の(1)の八の(イ)の E を次のように改める。
  - E 育成者権侵害物品については、次の資料を添付させることとする。
    - a 真正品及び侵害物品のサンプル又は写真
    - b 品種登録簿における特性記録部のうち侵害物品の識別に必要な部分を明示したもの
    - c 外観から侵害物品を識別できる形状、色、切断面等を記載した資料又は図面(外観から識別できる資料等の提出ができない場合には、侵害物品に係る外装、商品名、記号などを記載した資料)
    - d 真正品のDNA鑑定書(外観による識別で侵害認定を行うことが十分に可能であると認められるものについては、当該鑑定書は省略させて差し支えない。)
    - e 侵害物品を入手している場合には、そのDNA鑑定書  
なお、提出されたDNA鑑定書については、農林水産省生産局種苗課に確認を求めることとし、鑑定方法その他の事情により当該物品に係るDNA鑑定書として適当であることの確認が可能な

い場合には、当該申立ては受理しないこととする。この場合には、当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示することとする。

- 4 . 21 の 2 - 1 の(2)のイの(イ) 中「真偽の」を削り、同項の(2)のイの(ロ)中「(写しを含む。)」を削る。
- 5 . 21 の 4 の 2 - 1 の(1)中「で認定しがたい場合)」の次に「又は種苗法施行令(平成 10 年政令第 368 号)第 2 条((加工品))に定める加工品に該当するか否か認定しがたい場合」を加える。
- 6 . 21 の 4 の 2 - 1 の(2)中「結果及び」を「結果、」に、「等)及び」を「等)」に、「写し及び」を「写し並びに」に改める。